

小田川合流点付替え事業環境影響評価フォローアップ委員会 傍聴規定

(目的)

第1条 本規定は、小田川合流点付替え事業環境影響評価フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）公開規定第2条第3項に規定する傍聴に必要な事項について定めるものである。

(受付)

第2条 事務局は傍聴人受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴人受付にて住所（居住地の市、又は町名）および氏名を記入するものとする。なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。

(委員会傍聴時の遵守事項)

第3条 傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- 1 委員会の撮影、録画、録音をしてはならない。
- 2 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- 3 委員等の発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等は行ってはならない。
- 4 プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- 5 ビラ等の配付を行ってはならない。
- 6 みだりに傍聴者席を離れてはならない。
- 7 携帯電話等は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- 8 第1項から第7項までの事項のほか、委員会の進行を妨げたる等、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

(退室等の措置)

第4条 委員長は、傍聴人が前条の規定に違反した場合には、傍聴人に委員会会場より退室を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

(その他)

第5条 本規定に定めるもののほか、必要な事項は、委員会で定める。

(附則) この規定は平成30年 3月27日から施行する。